

平成25年度 兵庫県農政環境部重要施策 (環境関係)



森林ボランティア講座(多可町)



山陰海岸ジオパーク(猫崎半島)(豊岡市)



絶滅が危惧されるゲンゴロウ(姫路市立水族館)



新舞子浜の干潟(たつの市)



ラムサール条約湿地(円山川下流域・周辺水田)(豊岡市)



小学校3年生の環境学習(香美町)



クリーンアップひょうごキャンペーン(南あわじ市)



電気自動車と充電スタンド(洲本市)



淡路メガソーラー発電施設(淡路市)

兵庫県農政環境部

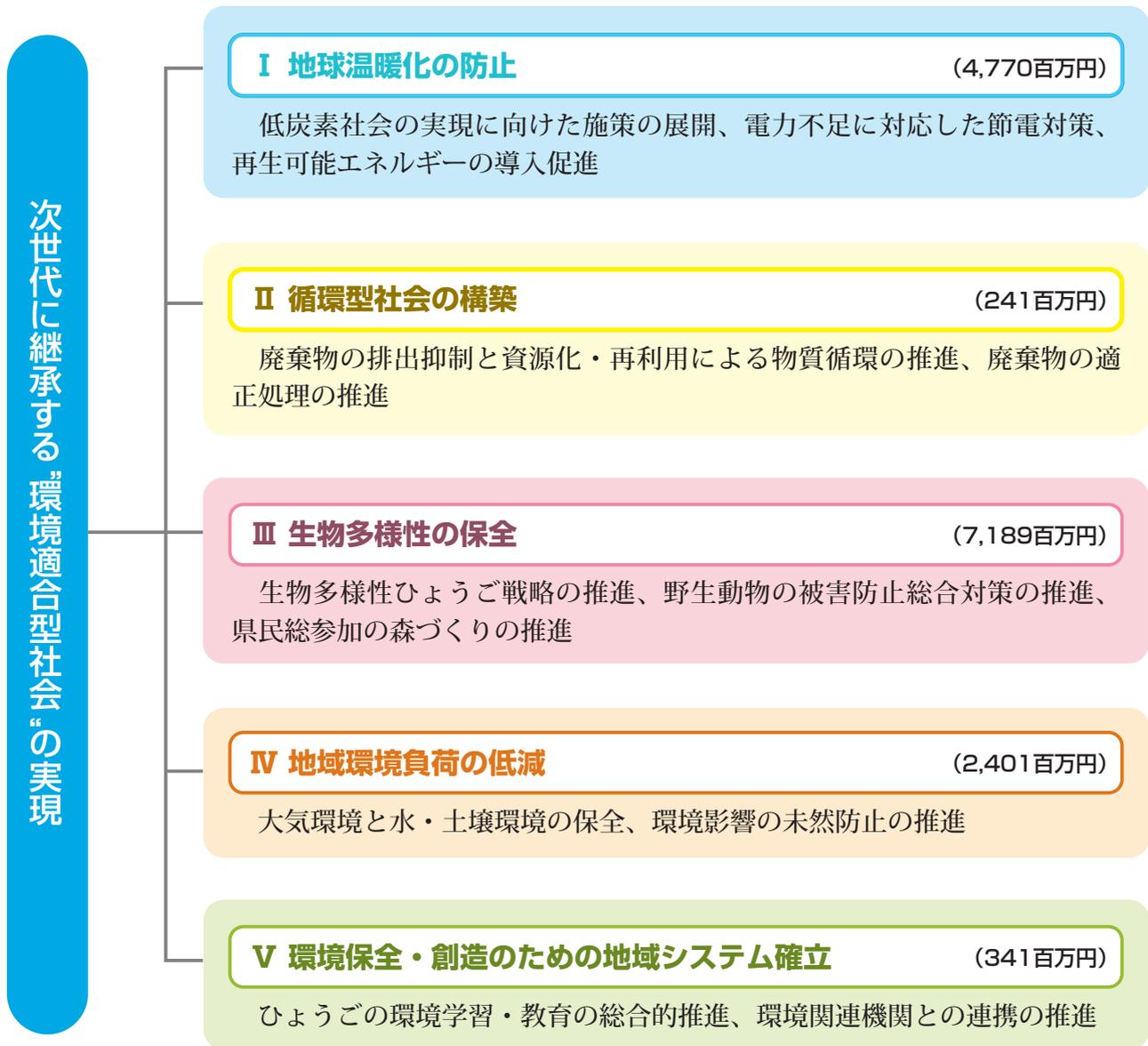
平成25年度の施策展開方向・施策体系・予算

《施策展開方向》

平成25年度の環境施策の展開にあたっては、次世代にも影響を及ぼす地球温暖化など地球規模での課題等に的確に対応し、第3次兵庫県環境基本計画の基本目標である「次世代に継承する“環境適合型社会”の実現」をめざして着実に施策を推進します。

このため、再生可能エネルギーの導入促進等による地球温暖化防止対策、廃棄物処理計画の着実な推進による循環型社会づくり、新たなレッドデータブックの作成などによる生物多様性ひょうご戦略の推進や野生動物の適切な保護管理による被害防止対策など、環境の保全と創造に関する施策の総合的な推進を図ります。

《施策体系と予算》



【平成25年度 環境関係予算 14,942百万円 ※人件費等を除く】

I 地球温暖化の防止

1 兵庫県地球温暖化対策方針の策定

低炭素社会の構築に向け、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」に継ぐ新たな計画を策定する必要があります。国の温室効果ガス削減目標やエネルギー基本計画が定まらない状況の中、県の削減目標を設定することは困難なため、当面取り組むべき施策の方向性を示した兵庫県地球温暖化対策方針を策定し、効率的で温室効果ガス排出の少ない社会システムを構築する「省エネ」や化石燃料から再生可能エネルギーへ転換を図る「創エネ」が進んだ低炭素社会の実現を目指します。

2 再生可能エネルギー等の導入拡大

太陽光発電など再生可能エネルギーは、温室効果ガス削減はもとより新たな電力確保やエネルギー自給率を高める効果があることから、地球温暖化対策方針に数値目標を掲げて、導入を促進します。

〔導入実績〕

(単位：kW)

区分	H14年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末
太陽光発電	24,000	85,562	105,669	144,423
風力発電	約6,000	43,426	43,427	43,427
合計	約30,000	128,988	149,096	187,850

(1) 住宅用太陽光発電設備設置特別融資事業

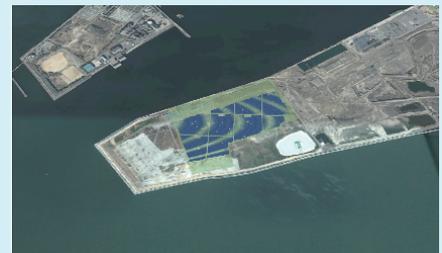
住宅における太陽光発電の導入を促進するため、低利な融資制度（1%、10年以内）を実施します。なお、融資上限額を引き上げます（200万円→500万円）。

(2) 太陽光発電相談指導センターの運営

ひょうごエコプラザ内に平成21年7月に開設した太陽光発電相談指導センターにおいて、太陽光発電の設置前の相談からメンテナンスまできめ細かな相談対応を実施します。また、小規模団体や集合住宅等への太陽光発電導入に関する相談や、建築士等の専門家の派遣にも対応します。

(3) 尼崎沖フェニックス事業用地へのメガソーラー導入

（公財）ひょうご環境創造協会を事業主体として、尼崎沖フェニックス事業用地管理型区画へのメガソーラー（9.9MW）の設置に向けた準備を進めます。



尼崎沖フェニックス事業用地メガソーラー
（イメージ）

(4) 県施設の屋上を活用した太陽光発電実証事業

（公財）ひょうご環境創造協会が事業主体となり、屋上防水シートを破らない安価で安全な工法について、施工業者から提案を受けるプロポーザル方式の実証事業を県2施設（三木北高校101kW、光風病院115kW）で実施します。

(5) 地熱による小型バイナリー発電の導入

県内では、高い湧出温度と豊富な湧出量を持っている湯村温泉において、事業化可能性調査結果を踏まえ、小型バイナリー発電の導入を進めます。

(6) 再生可能エネルギー等導入推進基金を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入

再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、再生可能エネルギー等の地域資源を活かした災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を図ります。

I 地球温暖化の防止

3 エネルギーの安定確保

電力需給の安定を図るため、家庭での燃料電池等の導入支援により県民自らの電源確保を促進するとともに、自家発電導入支援制度の周知により、企業自らの電源確保を促進します。

(1) 家庭での燃料電池・蓄電池の導入支援

非常時の備えや県民の安定的電源の確保のため、「兵庫県地球環境保全資金融資(個人)」により家庭用燃料電池・蓄電池の導入に対して低利での融資を行い、その普及促進を図ります。

(2) 企業の自家発電設備導入の促進

「環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金」等の自家発電導入支援制度について、事業者への周知等を通じさらなる活用を図ります。

4 省エネ型ライフスタイルの推進

関西電力管内の電力需給のひっ迫に対応するため、家庭や事業者に対し節電の呼びかけを行うとともに、温室効果ガスの削減に寄与する省エネ型のライフスタイルを推進します。

(1) H24夏・冬の電力不足に対応する緊急節電対策の目標

	H24 夏	H24 冬
取組期間	7/2～9/7平日(8/13～15除く)の9:00～20:00	12/3～3/29平日(年末年始を除く)の9:00～21:00
節電目標 (H24冬は目安)	7/2～7/9 H22年度比15%以上 7/10～9/7 H22年度比10%以上	H22年度比6% (目安)

(2) 県民、事業者の節電定着

ア 省エネ普及啓発事業の推進

県広報媒体による節電要請や、リーフレットや街頭キャンペーンによる普及啓発、関西広域連合と連携した節電促進策等の実施により、節電への取組を呼びかけます。

イ 住宅用太陽光発電設備設置特別融資事業【再掲】

ウ 融資制度を活用した事業者の省エネ促進

「環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金」により、事業者の省エネルギー施設又は設備導入を促進します。

(3) 県の率先行動による省エネ・節電の普及

県自らも大規模な消費者・事業者であることから、率先して省エネ・節電に取り組み、民間への普及啓発を推進します。

ア 職員の省エネ行動の推進

従来からの取組に加え、平成23年6月より執務室の1/4消灯（幹部執務室1/2消灯）、廊下2/3消灯など内容を追加しており、これらの職員の省エネ行動について取組を徹底します。

イ 県施設省エネ化改修の実施

照明器具、誘導灯等の高効率化改修を実施します。

ウ 県施設省エネチューニングの実施

改修によらない各施設設備の運転方法見直しにより、省エネ・節電を推進します。

エ 県施設へのデマンド管理装置の導入

リアルタイムでの電気使用状況の「見える化」とピーク電力の管理ができるデマンド管理装置を県施設に導入し、節電対策を強化します。

Ⅱ 循環型社会の構築

1 廃棄物の排出抑制と資源化・再利用による物質循環の推進

廃棄物処理計画を推進するため、各種取組を展開し、再生利用率の向上・発生抑制を促進します。また、低炭素社会との統合の観点にも配慮し、高効率ごみ発電の導入を促進します。

(1) 再生利用率向上に向けた取組

再生利用率向上・発生抑制のため、各種取組を展開します。

ア 容器包装リサイクルの推進

県内市町における分別収集・容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため「第7期兵庫県分別収集促進計画」を策定します。

イ 使用済小型家電等のリサイクルの推進

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電等に含まれる有用金属等の再利用を進める「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成25年4月施行）に基づき、県においても、市町と連携して環境イベント等で回収の促進を図るとともに県民への啓発を行います。

ウ レジ袋削減対策の継続的展開

「新・レジ袋削減推進に係るひょうご活動指針」（平成24年4月策定）に基づき、事業者、消費者及び市町と連携を図り、消費者・市町と事業者間のレジ袋削減協定締結を促進していくなど、レジ袋の削減を推進します。

(2) 広域処理の推進

ア 大阪湾フェニックス事業

「大阪湾広域処理場整備促進協議会」が中心となり、廃棄物減量化に取り組むなど現行処分場の延命化を図るほか、次期処分場計画の実現に向けた関係者との協議などを行います。

イ セメントリサイクル事業の推進

市町焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんのセメント原料化を推進し、市町の参画を積極的に呼びかけます。

（(公財)ひょうご環境創造協会と住友大阪セメント(株)の共同事業）



大阪湾フェニックス事業 神戸沖埋立処分場

2 廃棄物の適正処理の推進

不適正処理を未然に防止し、不法行為に対して厳正に対処するとともに、PCB廃棄物の適正処理や海岸漂着物対策を推進していきます。

(1) 不適正処理対策充実強化事業

不適正処理監視員による監視・指導と併せ、不法投棄監視調査員による人工衛星画像を活用した監視パトロールや、隣接府県と廃棄物運搬車両の同時路上検問を実施します。

(2) PCB廃棄物処理の推進

県PCB廃棄物処理計画に基づき、PCB廃棄物の適正処理を推進するほか、国及び他の都道府県とPCB廃棄物処理基金に資金を拠出し、PCB廃棄物を保管する中小事業者の処理経費の負担軽減を図ります。

なお、国がPCB廃棄物の処理期限を「平成28年7月まで」から「平成39年3月まで」に見直したことから、県PCB廃棄物処理計画の改定を目指します。

(3) 海岸漂着ごみ対策の推進

海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物対策を環境保全基金の活用により総合的かつ効率的に推進します。

Ⅲ 生物多様性の保全

1 生物多様性ひょうご戦略の推進

平成25年度に改定する「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、行政、NPO、事業者、県民等の連携・協働による生物多様性保全の取組を推進します。

(1) 新たなレッドデータブックの作成

平成14年度の改訂以降、野生生物生息地の環境が大きく変化しているため、絶滅危惧種のほか、地域の特色ある生物や全国初の生態系等を含むレッドデータブックを動植物種ごとに順次改訂します。平成25年度は「貝類等」について作成します。



絶滅が危惧されるウミミナ

(2) 生物多様性保全事業・活動の推進

「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定したNPO等の生物多様性保全・再生活動の内容等を広く情報発信し、県民の参画を促します。

また、NPO等が相互に情報共有や交流を図るため、活動発表会を開催します。

2 野生動物の被害防止総合対策の推進

野生動物による農林業被害への対策として、市町と連携し、シカ捕獲を推進するなど計画的な野生動物の保護管理（①個体数管理、②被害管理、③生息地管理）を行うことにより、農林業被害を減らして人と野生動物の調和のとれた共存を目指します。

(1) シカ捕獲等の推進

各施策の取り組みにより、平成25年度は年間3万5千頭の捕獲を推進します。

区 分	H25捕獲目標	内 容
個体群管理(広域一斉捕獲)	5,000頭	市町が連携したシカの広域一斉捕獲
シカ捕獲専任班	3,000頭	「シカ捕獲専任班」による平日の捕獲
大量捕獲わな	1,000頭	県が開発した大量捕獲方式のわなによる捕獲
一般有害	4,000頭	市町による農林業被害防止のための捕獲
ストップ・ザ・獣害	2,000頭	野生動物分布拡大対策現地指導員の配置等
猟期中捕獲報償金支給制度	20,000頭	狩猟期間中のシカ捕獲に報償金を支給
計	35,000頭	

シカ推定生息数（3万頭/年捕獲の場合：県森林動物研究センター推定）

区 分	H20年11月時点	H23年11月時点	H29年11月時点
推定生息数	142,195頭	135,110頭	67,092頭
目撃効率	1.75	1.91	0.95

※目撃効率：狩猟者が1日に目撃するシカの頭数（1.0以下：農林業被害が軽微になる目安）

ア 狩猟者の育成、確保

県猟友会主催の狩猟免許試験講習会への支援や狩猟現地体験会の開催、捕獲実施隊員等の捕獲技能向上を図るため射撃訓練への支援を実施します。

イ 野生動物を寄せ付けない集落づくり

被害防護柵の設置を支援するとともに、森林動物専門員等による集落指導を実施します。

ウ シカ肉処理加工施設の整備、シカ肉の需要拡大

シカ肉処理加工施設の整備支援、シカ肉活用ガイドラインの普及やイベント等でのシカ肉料理のPR等を実施します。

エ 野生鳥獣捕獲用わなの整備

シカ・イノシシ捕獲用わなの整備を支援し、集落に設置して捕獲を推進します。

オ シカ捕獲個体の処理対策

市町の廃棄物処理施設で処分できないシカ捕獲個体を、民間廃棄物処理施設に委託し処理する場合に、市町が設置するストックポイントの保管用冷凍庫の整備を支援します。

(2) サル被害対策の実施

個体数を毎年調査するとともに、人馴れの進んだ問題個体の捕獲や、個体数増による被害区域の拡大防止、群れ分裂回避のための捕獲など市町が実施する活動を支援します。

Ⅲ 生物多様性の保全

- (3) **特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）被害対策の実施**
市町が実施する捕獲・安楽死処分に対して支援します（年間捕獲目標7,000頭）。
- (4) **野生動物被害補償事業の実施**
水稲等を対象とした補償事業や、野菜・花き・果樹を対象とした共済基金制度を実施します。
- (5) **野生動物の生息環境の整備（野生動物育成林整備）**
野生動物被害が深刻な地域の森林を対象に、野生動物と人を棲み分けるバッファークーゾンの設置、シカの食害で公益的機能が低下した森林の整備などを実施します。
- (6) **カワウ対策の推進**
関西広域連合で策定した「関西地域カワウ広域保護管理計画」に基づき、カワウ生息動向や被害状況のモニタリング調査、対策の検証を行います。また、県独自対策として擬卵置換等による繁殖抑制と検証を行います。

3 県民総参加の森づくりの推進

県民共通の財産である森林を「県民総参加」で守り、育て、活かし、広げる取組を推進します。

(1) 新ひょうごの森づくり（2期）

「公的関与による森林管理の徹底」「多様な担い手による森づくり活動の推進」を基本方針として事業を実施します。

ア 「森林管理100%作戦」推進事業

間伐が必要な60年生以下のスギ、ヒノキ人工林について、市町と連携した公的関与の充実により、間伐実施による森林管理の徹底を図ります（作業道開設も含む）。

イ 住民参画型里山林再生事業

集落周辺の里山林において、地域住民等が自ら行う森林整備活動に対して、資機材等の支援を行い、健全な森林への誘導を図ります。

ウ 多様な担い手による森づくり活動の推進

森林ボランティアリーダーの養成や、企業の社会貢献活動の一環としての「企業の森づくり」活動の支援など多様な主体による森づくり活動の推進を図ります。

(2) 災害に強い森づくり

森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため、「県民緑税」を活用して、災害に強い森づくりを計画的に推進します。

ア 緊急防災林整備

人工林が大半を占める山地災害危険地区の渓流域において、次の対策を実施します。

【**溪流対策**】 流木・土石流による被害を軽減するため、災害緩衝林を整備。（危険木の除去、間伐による大径木化・広葉樹植栽、簡易流木止め施設等）

【**斜面对策**】 山腹斜面の防災機能の強化を図るため、間伐木を利用した土留工を設置。

イ 里山防災林整備

倒木や崩壊の危険性が高く、住民の生命に影響を及ぼす集落裏山の山地災害危険地区の山腹崩壊危険箇所において、次の対策を実施します。

【**ハード対策**】 倒木被害や土砂災害を抑制するため、危険木の除去等の森林整備、丸太柵工等の簡易防災施設を設置。

【**ソフト対策**】 地域住民による防災マップの作成などの防災活動を支援。

ウ 野生動物育成林整備 [再掲]

エ 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備

大面積に広がる手入れ不足のスギ・ヒノキ高齢人工林を部分伐採し、その跡地に広葉樹を植栽して、風水害等の防災機能の高いパッチワーク状の混交林に誘導します。

オ 住民参画型森林整備

地域住民やボランティア等による里山防災林整備やバッファークーゾン整備など、自発的な「災害に強い森づくり」整備活動を支援します。

カ 広葉樹林化促進パイロット事業（緑化基金活用事業）

収益性の低い人工林を繰り返し群状に伐採し、将来的に広葉樹林へ誘導していくことにより、山地災害防止と野生動物の生息環境に適した森林として整備します。

IV 地域環境負荷の低減

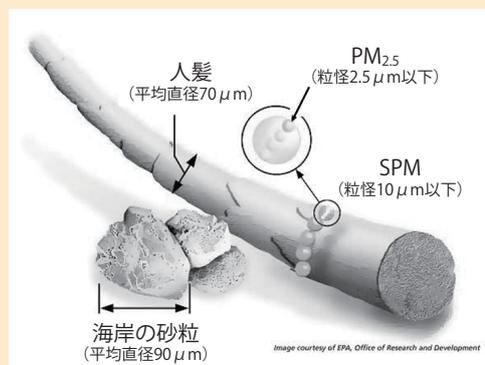
1 大気環境、水・土壌環境の保全

大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき大気環境、水・土壌環境を把握し、効果的な環境保全対策に努めます。

(1) 微小粒子状物質 (PM2.5) の対策

粒径が小さいため肺の奥に入りやすく、健康被害が懸念されている微小粒子状物質 (PM2.5) について、既存の大気汚染常時監視測定局にPM2.5自動測定機を設置し、常時監視 (大気汚染防止法第22条) や注意喚起情報の適切な提供を実施します。

また、効果的な微小粒子状物質対策の検討のため、自動測定機での質量濃度測定に加えて、成分分析を実施します。



微小粒子状物質 (PM2.5) の大きさ比較

(2) 水質汚濁防止の取組推進

地下水汚染の効果的な未然防止を図ることを目的とした水質汚濁防止法の改正を踏まえ、事業者へ設備の構造等の届出義務や構造等に関する基準の遵守等のために必要な措置等について周知し指導することにより、円滑な法の施行を図ります。

(3) 豊かで美しい「里海」をめざした瀬戸内海再生の推進

瀬戸内海の水質は改善された一方、藻場・干潟の減少、漁獲量の減少など新たな課題が生じています。そこで、国は「瀬戸内海環境保全基本計画」の改定を予定しています。県では、播磨灘北東部をモデル海域として平成24年度に策定した「海域の物質循環健全化計画 (ヘルシープラン)」等を踏まえ、栄養塩類の円滑な循環を目指した効率的、効果的な施策を推進します。また、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための法整備を瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携して進めます。

2 環境影響の未然防止の推進

環境汚染を未然に防止するため、従来の規制的手段に加え、規制対象となっていない化学物質の実態調査等を行うほか、事業の計画の立案段階から適切な環境配慮を図ります。

(1) 排出基準未設定化学物質総合対策の推進

第3次兵庫県環境基本計画に掲げる予防原則に基づき、排出基準が定まっていない化学物質について、大気中及び公共用水域における存在状況を把握します。

また、人の健康や環境への影響について、排出基準未設定化学物質評価検討委員会において評価・公表するとともに、排出事業者等へ指導を行うことなどにより、環境リスクの低減を図ります。

ア 調査地域

東播磨・北播磨 (加古川及び周辺河川)

イ 調査地点数等

夏・冬調査:大気2地点、水質5地点、夏調査:底質3地点

ウ 対象物質

有機塩素化合物

(2) 環境影響評価の推進

平成23年4月に環境影響評価法が改正され、事業の計画の立案段階における環境の保全の配慮を行うための配慮書手続などが導入されたことから、県においても平成25年3月に環境影響評価に関する条例を改正し、より適切な環境配慮を図ります。

V 環境保全・創造のための地域システム確立

1 第4次兵庫県環境基本計画（仮称）の策定

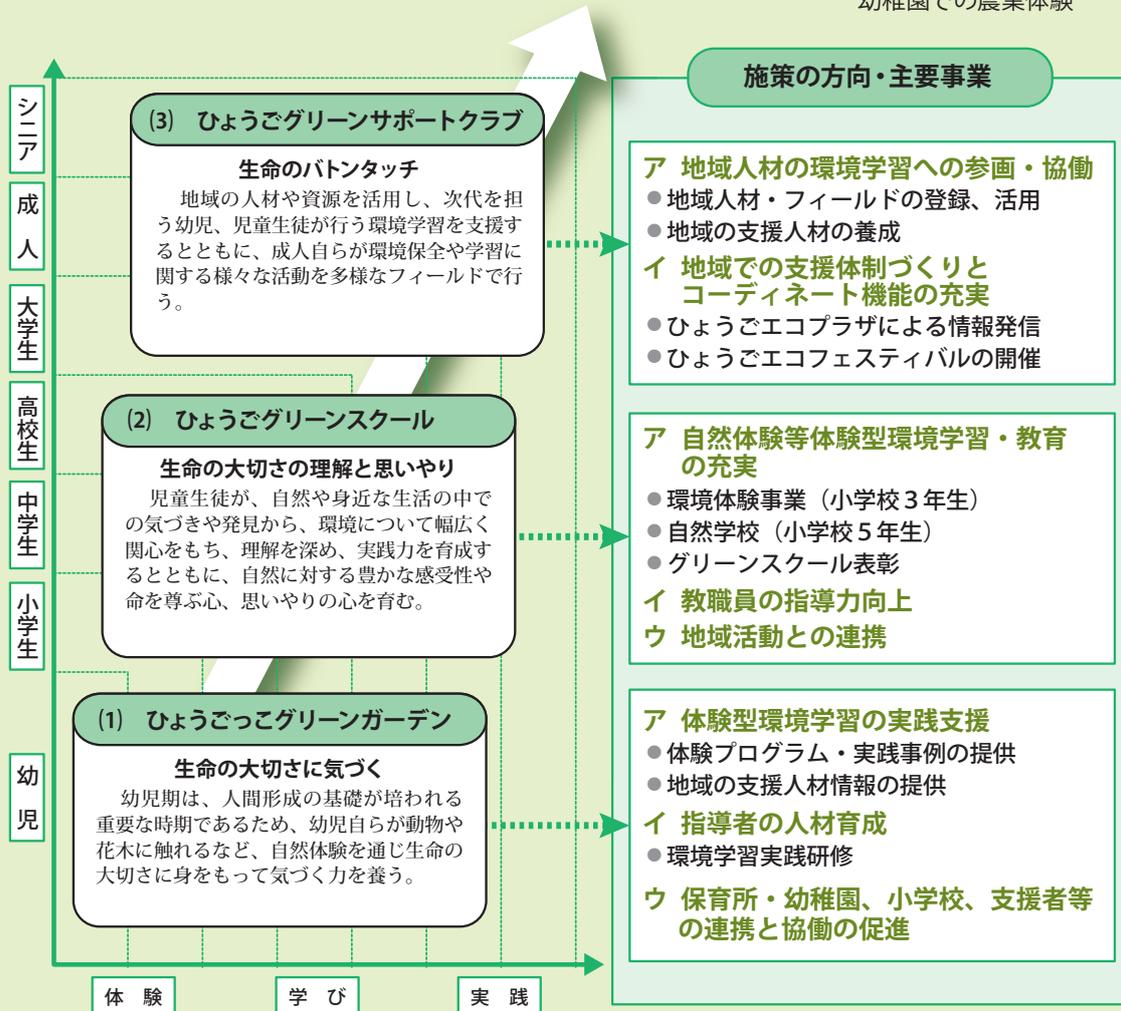
環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「第3次兵庫県環境基本計画」の策定から4年が経過し、毎年実施してきた県施策の実施状況の点検評価結果や、計画策定以降の社会経済情勢や新たな環境課題に対応するため、平成25年度末を目途に次期計画を策定します。

2 ひょうごの環境学習・教育の総合的推進

環境や生命を大切に思う“こころ”を育み、環境に優しい生活の実践に向けて、兵庫の豊かな自然・風土を生かしながら、幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じて、自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」環境学習・教育を推進します。そして、地域の自然の中での豊かな体験を通してふるさと意識を育んでいきます。



幼稚園での農業体験



3 環境関連機関との連携の推進

本県に立地している専門機関であるアジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)センター、(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センターへの活動支援を通じて、相互の交流・連携を推進します。また、(公財)国際エメックスセンターと連携し、平成25年度秋にトルコ共和国において開催される第10回世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス10）の開催支援・参画を通じて、より一層の国際環境協力を推進します。